八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録要綱

令和７年(2025 年)4 月１日施行

（目的）

第１条　本要綱は、八王子市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第４条に規定する登録補聴器販売事業者（以下、「登録事業者」という。）の登録等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（本助成金の代理受領事業者として登録できる事業者）

第２条　八王子市高齢者補聴器購入費助成金の代理受領ができる事業者は、高齢者のコミュニケーション能力の改善に向けて適正な補聴器を販売できる事業者であり、本要綱の規定により登録を受けた事業者とする。

（登録要件）

第３条　八王子市高齢者補聴器購入費助成金の登録事業者として登録することができる事業者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

(1)販売店舗が八王子市内に存在すること。

ただし、本号の要件を満たさない場合であっても、第２号の要件を満たし、一般社団法人八王子市医師会に加盟している医療機関（耳鼻咽喉科）に対して出張販売をしている事業者に関しては、本要件を満たすものとする。

(2)公益財団法人テクノエイド協会が定める認定補聴器専門店認定要綱による認定を受けた認定補聴器専門店（以下、「認定補聴器専門店」という）又は当該協会が定める認定補聴器技能者登録簿に登録のある認定補聴器技能者（以下、「認定補聴器技能者」という）が在籍している事業者であること。

（登録申請）

第４条　八王子市高齢者補聴器購入費助成金の登録事業者として登録を受けようとする事業者（以下、「登録希望事業者」という。）は、市長に対し市指定の電子申請により申請を行わなければならない。

２　市指定の電子申請により申請を行う事項については、次に掲げる各号のとおりとする。

(1)登録希望事業者の会社名、代表者氏名及び役職

(2)販売店舗の名称、所在地、電話番号、FAX番号、責任者氏名及び役職

(3)在籍している認定補聴器技能者の氏名及び認定補聴器技能者登録簿の登録番号

(4)認定補聴器専門店登録簿の認定番号（認定補聴器専門店のみ）

(5)出張販売している医療機関名称（市外事業者のみ）

(6)その他申請手続きに必要となる事項

（登録審査及び決定等）

第５条　市長は、登録希望事業者より前条の申請があった場合は、第３条に規定に基づく審査を行い、審査結果を八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録決定（却下）通知書（第１号様式）により、当該登録希望事業者に対し通知するものとする。

2　市長は、前項の審査により第３条の規定を満たさないと判明した場合は、本要綱に基づく登録をしてはならない。

（登録期間及び更新）
第６条　本要綱の規定による登録の有効期間は登録日から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間の満了の１カ月前までに登録事業者から第７条に規定する登録内容変更及び廃止がない場合は、さらに１年間延長することとし、以後この例によるものとする。

（登録内容変更及び廃止）
第７条　登録事業者は、登録内容に変更が生じた時又は登録を廃止しようとする時は、市長に対し、市指定の電子申請により申請を行わなければならない。

（登録抹消）
第８条　市長は、本要綱の規定による登録後、登録事業者が第３条に規定する登録要件を満たさなくなった場合又は第12条に規定する遵守事項を遵守しなかったと認めた時は、本要綱に基づく登録を抹消するものとする。
2　市長は、前項の規定に基づき登録事業者の登録を抹消した時は、八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録抹消通知書（第２号様式）により、通知するものとする。

（見積書の発行及び交付）
第９条　交付要綱第６条の規定に基づき、申請者が登録事業者に対して見積書発行を依頼した場合、登録事業者は補聴器の金額内訳及び製品名又は型番が明記されている見積書（イヤモールドも含む）を発行し、申請者に対して交付することとする。（任意様式）

（交付申請の代理）
第10条　交付要綱第６条に規定する交付申請について、登録事業者に限り、申請者に代わり代理申請を行うことができることとする。

（代理受領手順）
第11条　八王子市高齢者補聴器購入費助成事業における代理受領に関して、次項以降を規定の例として行うこととする。
2　登録事業者は、交付要綱第８条に規定する助成決定者（以下、「助成決定者」という。）が登録事業者から補聴器を購入する時に、同要綱第７条に規定する委任状を助成決定者より受領し、助成決定者が記入及び押印するべき事項がなされているか確認する。
3　登録事業者は、助成決定者が八王子市高齢者補聴器購入費助成金を活用して購入する補聴器について、原則第９条の規定により交付した見積書と同じ補聴器を販売し、当該補聴器販売価格から交付要綱第５条に規定する助成額を除いた金額を助成決定者から徴収する。なお、この時、登録事業者は助成決定者に対して領収書を交付し、その控え又はコピーを保管しておくこととする。

4　登録事業者は、当該補聴器を販売する時、市長が別途定めるアンケート調査への回答を助成決定者に促す。なお、当該アンケート調査は市指定の電子申請による回答のみとする。
5　登録事業者は、本事業の代理受領により助成額分を請求する。なお、請求に関する事項については、第 12 条の規定のとおりとする。

（請求）
第 12 条　登録事業者は、前条第 2 項の規定により助成決定者から委任状を受領した時は、次に掲げる各号の書類を提出し、市長に対し助成額を請求することとする。
(1)委任者（助成決定者）の必要事項を記入及び押印済みの委任状
(2)本要綱第 11 条第 3 項の規定により保管した領収書の控え又はコピー
(3)八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領助成額請求書（第 3 号様式）
2　登録事業者は、1 か月毎、翌月 15 日までに前項の書類を取りまとめ、市長に対して提出する。
3　市長は、第 1 項に規定する書類を受領後、審査のうえ適正と認められる場合は、請求日より 30 日以内に請求額を支払うものとする。

（登録事業者の遵守事項）
第 13 条　登録事業者は、本要綱に規定する事項及び次の各号に掲げる遵守事項を遵守しなければならない。
(1)登録事業者は、高齢者の意思を尊重して、常にその立場に立ったサービス提供に努めること。
(2)登録事業者は、高齢者の今後の日常生活でのコミュニケーション意欲の向上に適した補聴器購入を促すこと。
(3)登録事業者は、補聴器を販売するとき、フィッティングやメンテナンス等の重要性を説明し、適正かつ効果的な補聴器の活用を促すこと。
(4)登録事業者は、正当な理由なく本事業の業務上知り得た高齢者の個人情報等を漏洩しないこと。
(5)登録事業者は、助成額の請求等において不正行為及び不正請求を行わないこと。

（公表）
第 14 条　市長は、本要綱を公表に併せて、次の各号に掲げる事項を市のホームページ等に公表することとする。
(1)第 4 条及び第 7 条に規定する市指定の電子申請にアクセス可能なハイパーリンク
(2)本要綱の規定により登録した登録事業者の一覧
(3)その他、市長が必要と定める情報

（調査）
第 15 条　市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対して報告を求め、書類提出等の調査を行うことができる。

（その他）
第 16 条　本要綱の定めることのほか、必要な事項は市長が別に定める。

第１号様式

八福い第　　号
令和　年(　　年)　月　日

様

八王子市長　初宿　和夫

八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録決定(却下)通知書

＜申請日＞付で申請のあった八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録について、八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録要綱第５条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

(1)登録審査結果について

審　査　結　果	
理由(却下の場合)	

(2)登録番号について

登　録　番　号	

この決定に不服がある場合、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

第２号様式

八福い第　　号

令和　　年（　　年）　月　　日

様

八王子市長　初宿　和夫

八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録抹消通知書

＜登録日＞付で登録決定した八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録について、八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録要綱第８条の規定により、下記のとおり登録抹消が決定しましたので、通知します。

記

(1)登録抹消事業者名について

登　録　番　号	
会　社　名	
販　売　店　舗　名	
代　表　者	

(2)登録抹消の理由について

この決定に不服がある場合、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

第３号様式

令和　年(　　年)　月　日

八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領助成額請求書

八王子市長 殿

八王子市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第７条の助成決定者より委任を受けた本助成金の請求及び受領に関して、八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

(1)請求金額について

請求金額	￥	円
内訳		
対象期間	令和　　年　　月分	
対象件数(人数)		件

(2)請求者(受任者)について

登録番号		
住所		
商号		
代表者氏名		印